

外務省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
29	A 権 限移譲	その他	自治体職員 の公務による海外渡航に係る公用旅券の発給	自治体職員の公務による海外渡航についても国の省庁と同様、公用旅券の発給を可能とし、関西広域連合が発給業務を実施できるように求める。	（提案にあたっての基本的な考え方） 日本の国際化を推進し、経済発展を実現するためには、国だけでなく地方においても、諸外国との間で経済・国際交流を一層活発化する、いわゆる「地方外交」を積極的に推進していくことが求められており、そのためには、相手国の関係機関から高い信頼が得られるよう、自治体職員の公務による海外渡航についても、国の各省庁と同様、「公用旅券」の発給を可能とすべきであり、「公用旅券」を円滑かつ迅速に発給するため、「公用旅券」の発給業務について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織において法定受託事務として実施できる制度とすることを求める。 （制度改正の必要性等） 徳島県の飯泉知事が、東日本大震災後の福島原発の影響についての懸念を払拭するため、中華人民共和国駐大阪総領事にその安全性をPRしてもらうよう要請を行った際、総領事から「中国では地方政府の職員に『公用旅券』が発給されており、日本でも同様に自治体職員に『公用旅券』が発給されてよいのではないか」との指摘があったところである。公用と国に認められた者が相手方と対応するかどうかというのは、中国のような国であれば大きく影響するということから、そうした指摘を踏まえ、関西広域連合としては、国の予算編成等に対する提案書の提出などを通じて、これまでから国に要望してきたところであるが、未だ実現には至っていない。 近年、各地方公共団体においても、各地域の特色を活かしたトップセールスやインバウンドの取組が積極的に行われているなか、こうした各地域の取組を後押しし、国際交流による地域経済の発展を進めていくためには、自治体職員が、相手国の関係機関から高い信頼を得て、用務を円滑に遂行できるよう、自治体職員の公務による海外渡航についても、国の各省庁と同様、「公用旅券」の発給を可能とすることが必要であり、「公用旅券」を円滑かつ迅速に発給するため、「公用旅券」の発給業務を関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織において法定受託事務として実施できる制度とすることを求める。 なお、相手国によっては日本の「公用旅券」についての認知度が低く、入国事務での手続きに支障が出ている事例もあり、「信頼性」をしっかりと裏付ける「公用旅券」として、世界各国での認知の徹底を図れるような措置を合わせて講じる必要がある。	旅券法第2条、第4条、第5条の2、第8条 等	外務省	関西広域連合（共同提案） 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	公用旅券に関しては、外務大臣が当該旅券の名義人の国籍及び身元並びに当該名義人が国の用務により渡航する者であることを証明する文書であるという公用旅券の性格に鑑み、国の機関である各省各庁の長による外務大臣への直接の請求に基づき発給している。なお、自治体職員であっても国の用務による海外渡航である場合には、用務を所管する政府機関を通じ、外務大臣に請求がなされる場合には、当該職員に対して公用旅券が発給される。 国の用務の審査等を含む公用旅券発給事務は、国が本来果たすべき責務に係るものであることから、国民各個人からの申請に基づき発給される一般旅券の発給関連事務とは法令上の制度趣旨及び性質が異なるものであり、国民の利便性又は事務処理の効率性の観点から都道府県等が処理すべきものではなく、一括して外務省が行うべきであって、公用旅券の発給事務を都道府県等の法定受託事務とすることはできない。	本提案は、公用旅券の発給が国の用務に限定されていること自体が、地方公共団体においても国際交流を積極的に推進し、外国企業による地方への投資の促進、観光客の誘致、地域産品の海外販路開拓等に取り組んでいる今日の状況にあわないものとなっており、地方創生の観点からも見直す必要があるのではないかとする趣旨であることをご理解いただきたい。 また、公用旅券の発給事務については、国による統一性を確保する審査基準の設定があれば、広域連合においても可能であるものと考えている。	
322	B 地方に対する規制緩和	その他	旅券発給手数料の納付時期の変更	旅券発給手数料の納付方法を、旅券受領時から旅券申請時に変更かつ、受領に来ない場合でも旅券発給手数料を返還しない	【現在の制度】 現行制度では、旅券法施行規則により旅券発給手数料は旅券受領時に納付することと定められている。 【支障事例】 しかしながら旅券発給申請者の中には旅券を受け取りに来ない場合があり、県から申請者に対し受け取りに来るように働きかけるなど、事務負担が増加している。（当県での26年度旅券発給件数 16,283件、未交付失効 18件） 【制度改正の必要性】 については、旅券発給申請者に対し旅券発給手数料を申請時に納付させることで、受け取りに来ない場合でも確実に旅券発給手数料を徴収し、事務負担の増加に応じた歳入を確保したい。	旅券法施行規則第19条	外務省	福井県	行政庁が一般旅券の発給申請を受理した時点において、申請者には手数料を納付する義務と旅券の引渡しを求める権利が発生し、行政庁側には手数料を受け取る権利と旅券を引き渡す義務が生じており、双務的な債権債務関係が生じる。例えば、申請者が有効期間10年（又は5年）の数次往復旅券を申請したにもかかわらず、限定旅券が発給された場合や発給拒否を行った場合には、行政庁側に「債務不履行」の責任又は「不当利得」の返還責任が生じると考えられることから、それぞれの場合に応じて手数料を返還しなければならないこととなる。 上述のとおり、申請時納付制度を導入するに当たっては、交付時に受領に來ない場合でも旅券発給手数料を申請者に返還しなければならないことから、還付制度の導入やコスト増の影響を検討する必要がある。さらに、申請者との関係において相当程度の事務の混乱が生じる可能性が高いほか、寧ろ、都道府県旅券事務所や市町村窓口における事務量の増加に伴う行政コストの上昇により、手数料を引き上げざるを得ないと考えられるが、これは、事務の合理化による経費節減という行政コスト削減とは相容れない。 このため、外務省としてもこれまでに、旅券手数料の申請時納付制度の導入の可能性等を検討した経緯はあるが、申請時納付制度を導入し、かつ、受領に來ない場合でも旅券発給手数料を返還しないこととはできない。		

外務省 最終的な調整結果

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
安芸高田市		【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		地方公共団体において国際交流を積極的に推進し、外国企業による地方への投資の促進、観光客の誘致、地域産品の海外販路開拓等に取り組むに当たり、自治体職員が海外渡航を行う必要がある場合において、当該渡航が国の用務を目的とする場合には公用旅券の発給を受けることが可能であり、見直しの必要性は認められない。 公用旅券の発給事務は、国が本来果たすべき責務に係るものであり、本件提案は旅券法制度の根本理念に変更を加えることになるものであるところ、公用旅券の発給事務を都道府県等の法定受託事務とすることはできない。	
福島県、富山県、伊東市、安城市、安芸高田市、萩市、熊本県	○旅券の申請があり発給したが、本人の都合により未交付となっている事例がある。未交付の場合、発給から4月経過で葉書での通知を一回、5月経過で電話連絡を行っている。(26年度旅券発給件数16,087件、未交付失効53件) ○旅券発給に係る経費が回収でき、未交付失効の減少も期待されることから、提案に賛同する。 (参考)未交付失効件数：H24年度 158件(旅券発行件数 41, 231件)、H25年度 180件(旅券発行件数 34, 182件)、H26年度 146件(旅券発行件数 32, 417件) ○旅券を受け取りに來ない申請者に対し、督促の電話や通知を行うなどの事務負担が生じている。(平成26年度旅券申請数:9,290件、未交付失効数:19件) ○26年度実績として旅券発給件数3340件、未交付失効件数5件であったことが確認された。 ○旅券の申請後、旅券を受け取りに來ない申請者に対して、ハガキや電話による督促を行っており、事務負担が生じている(旅券保存期間の2か月目と4か月目にハガキで督促、5か月目に電話で督促)。 26年度旅券発給件数 22,470件 督促ハガキ(1回目)＝218件、督促ハガキ(2回目)＝87件、督促電話(1か月前)＝82件、未交付失効旅券＝40件 ○支障事例については提案された福井県と同様に、通知や電話により受け取りの働きかけを行っている。(平成26年度 申請件数:4, 090件、未交付失効:5件) ○期限内の受領を促すハガキを送付しているが、年間2件程度発生している。失効となった場合は手数料収入が入らないため申請受付にかかる労力が無駄となる。 ○未交付失効件数:H24 200件(発行数 48,305件)、H25 171件(発行数 38,874件)、H26 147件(発行数 37,582件) ○平成26年度未交付失効件数1件。旅券申請後3か月経過し受け取りに來られない方に督促ハガキを発送し、電話等で受け取りに來るよう催促を行っている。手数料の確実な徴収ができ、事務負担軽減にもつながるので賛同する。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			

外務省 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
319	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	JETプログラムの特に優れていると認められたALTの任用期間の要件の撤廃	(財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの特に優れていると認められたALTの任用期間の要件を撤廃すること	現在、ALTの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアルにより、特に優れている者でも最長5年と定められている。特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて再任用できるよう、期間の要件を撤廃すべき。 【支障事例】 ALTは大学卒業後すぐに任務に就くため、授業の補助が確実にできるようになるまでに時間を要する。また、来日間もないALTのほとんどが日本語のコミュニケーションに問題があり、小学校には必ずしも英語専科教員が配置されないことから、校内の業務に支障をきたしている。 国では、JETプログラムのALTを全国で大幅に増員する方針を示しているが、現在本県で雇用している来日間もない一部のALTにおいても「指導力に問題があり、授業で十分活用できない」等の現場の声もあるため、ALT増員による質の低下が懸念される。 【地域の実情を踏まえた必要性】 学校現場からは、5年間終了後も任用の延長を望む声が出ているほか、ALT自身からも、任用の継続を望む者が多く、昨年度、任期5年間で終了した本県ALT5名のうち4名は継続を望んでいた。 【制度改正による効果】 任用を延長したALTについては、長期間滞在中に学んだ日本の文化や習慣を授業などに活かし、本県の子どもの英語能力を考慮して、より適切な指導が期待できる。 また、英語専科教員の配置が十分ではない小学校での活用も期待できる。 【想定される懸念の解消策】 任用期間を延長できるALTは、指導技術のほか、人格も素晴らしいと認められる者に限られるため、人材固定化による弊害は極小と考えられる。 任用期限の延長が認められた場合も、必ずしも最長期間の任用する必要はないため、明らかな弊害が認められる場合は、再任用を認めないことにより対応できる。	JETプログラム任用団体マニュアル 募集要項	総務省、外務省、文部科学省	福井県	JETプログラム参加者がプログラム終了後に任用されていた地域に自発的に留まる場合、プログラム参加当時の任用団体が自らの財政負担により当該終了者を任用することは可能です。 JETプログラムでは、日本のことを直接知ってもらう人材を増やす交流プログラムである趣旨から任用期間に上限を設けていますが、小学校英語の充実等のための地方自治体の要望を踏まえ、通常3年、勤務実績、経験・能力が特に優れた者については5年まで更新できるよう見直してきました。 今後、JET-ALTの活用状況調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、小学校英語の早期化や地域の国際化に対する対応について、任用期間の延長も含めて検討を行い、必要な措置を講じて参りたいと考えています。	小学校における英語の教科化、中学校や高等学校における言語活動の高度化等の英語教育改革の現状等を踏まえ、予定されているALTの活動状況調査を早期に実施し、更なる任用期間の延長に向けた積極的な検討を行い、必要な措置を講じていただきたい。	

外務省 最終的な調整結果

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
甲府市、大町市、岐阜県、奥出雲町、八幡浜市、熊本市	○現在、独自の要綱において、外国人英語指導講師を任用しているが、任用期間の要件等により、優秀な人材の喪失、人材不足が課題となっている。 今後、小学校の英語の教科化も見込まれることを勘案すると、JETプログラムのALTの活用も想定されることから、任用期間の要件の撤廃を望む。 ○現在、JETプログラムで雇用しているALTが市内小中学校に二人おり、学校からは特に優れている者は5年を超えて雇用したいとの要望がある。 ○昨年5年間勤務したALTが交替した。彼は日本をとても気に入り、ALT退任後も日本にとどまり仕事をしている。 日本語もとても堪能となり、地域の文化や習慣、特色もよく理解し、児童生徒とのコミュニケーションもよく、効果的な授業や英語活動が行われていたので残念であった。 特に優れたALTについては、任用期間の要件を撤廃すべきと考えます。 ○ALTのうち、任用期間要件の上限である5年間を満たす者はほとんどいないが、ALTの中には、学校や地域と深く結びついたり、授業だけでなく生徒にも積極的に関わったりするALTや、任用期間終了後も日本に生活の基盤を持ちたいと希望するALTもいる。期間要件が撤廃されれば、長期間の任用を希望するALTが現れる可能性もあり、本市で継続して任用することができれば、子どもたちだけでなく、学校や地域にとっても有益であると考えられる。 ○今年度最長任期の5年を迎え帰国したALTがいたが、同様の質の確保が難しいと考え、業者委託に切り替えることとしたため、現在、JET→ALTはいない。 ○ALT5名のうち、2名が5年目(最終年度)を向かえますが、教員の授業にかんする要望にもよく応え、信頼関係も構築でき、是非残って欲しい人材であります。 特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて再任用できるよう、期間の要件を撤廃すべきであると考えます。 ○5年の任期を満たした優秀なALTを活用するために、平成25年度から市独自で直接雇用する方法を導入したところである。しかし、市の独自採用に対する国の財政支援はJETプログラムに比べ少ないことから、給与を低く設定するなど、JETプログラムのALTの勤務条件を維持できない状況で運営しており、勤務条件に大きな差が出ている。そのため、継続雇用を希望するALTも、実際には他の民間等を希望したり、直接雇用したものの短期間で離職する事例が発生し、ALTの確保に苦慮している状況である。 ○英語によるコミュニケーションを図り、お互いが関係性を築いていくことは国際理解教育の視点からも必要だと考えるが、小学校で、ALTと担任が授業の打ち合わせをする場合においては、英語だけでは困難な状況である。学校現場の声としては、日本語で意思疎通ができるALTが望まれている。ALTを任用する場合、生活サポート体制の構築があげられる。日本語でコミュニケーションを上手く図れないことから、病院、不動産、各公共機関等とのやりとりにおいて通訳の必要性が生じている。小中連携を考えた場合、小学校で慣れ親しんだALTが中学校でも授業に携わることは、小中の円滑な接続に大いにつながる。そのためには、可能な限り長く、同じ中学校区に配置することが望ましい。 ○JETプログラム参加者のALTの相談業務等を担うPA(Prefectural Advisor)には、ALTとしての経験を積んだ者からPAとして配置しており、ALTの任用期間が5年であるため、PAの立場になっても数年で任期満了となり帰国してしまう。 このため、自治体として蓄積・継承すべきPAとしてのALTへの指導力が5年でリセットされてしまうことが問題である。	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重された。		JETプログラム参加者がプログラム終了後に任用されていた地域に自発的に留まる場合、プログラム参加当時の任用団体が自らの財政負担により当該終了者を任用することは可能です。 JETプログラムでは、日本のことを直接知ってもらう人材を増やす交流プログラムである趣旨から任用期間に上限を設けていますが、小学校英語の充実等のための地方自治体の要望を踏まえ、通常3年、勤務実績、経験・能力が特に優れた者については5年まで更新できるよう見直しをします。 JET-ALTの活用状況調査を今年度実施し、当該調査の結果を踏まえ、小学校英語の早期化や地域の国際化に対する対応について、任用期間の延長も含めて検討を行い、必要な措置を講じて参りたいと考えています。	[再掲] 6【外務省】 (1)語学指導等を行う外国青年招致事業(総務省及び文部科学省と共管) 語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手(JET-ALT)の任用期間については、JET-ALTの活用状況調査の結果を踏まえ、小学校の英語教育の早期化や地域の国際化への対応の中で、延長も含めて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。